

若林区の魅力を伝える動画作成業務委託仕様書

1 業務名

若林区の魅力を伝える動画作成業務委託

2 委託期間

契約日から令和4年9月30日（金）まで

3 業務内容

- ・若林区の魅力を伝える動画の作成
- ・動画は3分程度とする
- ・更に3分程度の動画を編集し30秒のCM用動画とする

4 業務委託料の支払い

完了払いとする

5 成果品

- ・3分程度の動画 1作品（フルHD1920×1080サイズ/mp4形式/データまたはDVD納品）
- ・3分程度の動画を30秒のCM用動画にしたもの 1作品（フルHD1920×1080サイズ/mp4形式/データまたはDVD納品）

・成果品および成果品作成のための関係資料（以下、「成果品等」という）に係る著作権については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 受託者は、成果物等にかかる受託者の著作権（著作権法第21条から28条までに規定する権利をいう）を成果物の引き渡し時に委託者へ無償で譲渡する。
- (2) 委託者は、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- (3) 受託者は委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- (4) 受託者は、委託者が承諾した場合には、成果物（業務を行ううえで得られた記録等を含む）を使用もしくは複製し、又は当該成果物の内容を公表することができる。
- (5) 成果物の制作に際して、他の著作物及び人物の許諾、記録素材の借用等が必要な場合は受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等に発生する費用は、当初の契約金額に含むものとする。

6 秘密保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、また第三者に提供してはならない。

また、本業務を通じて知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

7 その他

- (1) 事業実施にあたっては、関係法令等を遵守し、業務上必要となる法令等の各種許認可等の手続きは、受託者の責任において行うものとする。
- (2) 本事業の実施に起因する事故・トラブル等については、受託者は誠意をもって対応し解決すること。
- (3) 本仕様に定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。